



地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくりを目指して 第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画を策定しました

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

この計画は、一人一人が生涯を通じて健康的な暮らしを実現するために策定しました。日々の生活習慣を見直し、健康づくりのために活用してください。

計画の策定にあたって

町では、平成24年3月に菊陽町健康増進計画を策定し、その後、町の食育推進計画を内容に盛り込むことで、関係機関・団体と連携して町民の健康づくりと食育推進に取り組んできました。

昨年度は、計画の最終年度として、アンケート調査、パブリックコメントの募集、健康づくり推進協議会における検討を行い、5年間の取り組みの成果と課題を明らかにしました。その後、国や県の動向を踏まえ、町の健康づくりと食育をさらに効果的に推進するために、「第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画」を策定しました。

みんなで進める健康づくり

この計画は、町民自らが健康づくりに取り組むとともに、健康寿命をさらに伸ばし、生活の質を向上させ



本計画は町ホームページでご覧になれます

ることを目的としています。そのためには、地域の関係機関・団体・学校・企業・行政などが連携し、健康づくりを推進する環境の整備や、活発な地域活動を行うことが必要です。分野ごとに具体的な取り組みを示していますので、日々の生活の中で、実践・活用してください。

また、本計画の策定のためにアンケート調査などで町民・関係者の皆さんから多くのご意見をいただきました。ありがとうございました。



国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

町民課 年金係 ☎(232)4914

4月分から平成30年3月分の国民年金保険料は、月額1万6,490円で納め、納付期限までに納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなる場合があります。納め忘れないようにしましょう。

納付方法

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付書を使って、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。

その他の納付方法としては、クレジットカード、インターネットバンキングなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

免除・納付猶予申請

国民年金保険料が納め忘れの状態、障がい、死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、国民年金保険料の免除・納付猶予の手続きがあります（所得制限あり、下表参照）。

平成29年度の国民年金保険料の免除・納付猶予は、今年の7月分から

免除・納付猶予の対象になる所得の目安

	全額免除・納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
単身世帯	57万円	78万円	118万円	158万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
4人世帯 (夫婦・子2人) ※子はいずれも16歳未満	162万円	192万円	232万円	272万円

来年の6月分までの保険料が対象になります(学生は除く)。
■手続きに必要な書類
・年金手帳 ・印鑑 ・学生証または在学証明書(学生のみ) ・離職票(退職した人のみ)

結婚50周年

金婚夫婦を募集します

結婚50周年を迎えるご夫婦の表彰式典を行います。詳しくは「広報まくよう」7月号に掲載します。

■日程 平成29年9月29日(金) 午前中

■場所 菊陽町図書館ホール

■対象者

昭和42年(1月1日～12月31日)に結婚したご夫婦

※結婚50周年を過ぎ、金婚夫婦表彰式典に参加していないご夫婦も当てはまります。



昨年の式典で表彰を受ける夫婦

■問い合わせ

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

若い女性に急増中

子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券をご利用ください

子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を5月下旬に対象者へお送りしています。検診を受ける場合は事前に申し込みが必要です。詳しくは同封の文書をご覧ください。

■料金 無料

■対象者

平成29年4月20日現在で菊陽町に住居票があり、次の生年月日に当てはまる人

子宮頸がん検診	平成8年4月2日 ～平成9年4月1日
乳がん検診	昭和51年4月2日 ～昭和52年4月1日

■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912



数分の協力で助かる命

献血にご協力を

献血の対象年齢は男性が17歳～69歳、女性が18歳～69歳です。ぜひ年に数回の献血をお願いします。

■日時 6月6日(火)

午前9時30分～正午

午後1時15分～4時

※400ミリ献血のみ行います。

■場所 菊陽町役場

■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係

☎(232)4912



献血バスが来ます

妊婦さん必見!

プレママ教室に参加しませんか?

妊婦や赤ちゃんの歯の健康、妊婦健診、栄養について学びませんか?

■対象者 出産予定日が平成29年9・10・11月の人

■日時

①平成29年6月9日(金)

午後1時30分～3時30分

②平成29年7月14日(金)

午前10時～正午

※両日も参加してください。

■場所 光の森町民センター

■持参品 母子健康手帳、筆記用具

■申込方法 電話で申し込む

※1回目は歯科検診がありますので、歯を磨いてきてください。

■申し込み・問い合わせ

健康・保険課 保健予防係

☎(232)4912



納税通知書を送ります

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成29年度の国民健康保険税(国保税)と町県民税の納税通知書(納付書)を6月中旬に送ります。納付書が届いたら、期限内に納付をお願いします。

国保税は世帯主に課税されます

国保税は、国民健康保険税(国保)に加入している人ごとに算定し、課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されます。

変更届は14日以内に

世帯の中で社会保険に加入・脱退などがあつたときは、税額が変わります。加入・脱退から14日以内に健康・保険課または西部支所に届け出てください。

所得の申告をお忘れなく

国保税の所得割は前年の所得を基に計算されます。所得の申告をしていない人は、税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませ

るので、必ず申告してください。
※平成28年中の収入が遺族年金や障害年金、雇用保険の給付金などの非課税所得だけの人や、無収入

だった人でも申告は必要です。

町県民税は今年1月1日現在の住所地从り課税されます

町県民税は、今年1月1日現在、本町に住所がある人に課税されます。1月2日以降に本町に転入した人は、今年1月1日に住んでいた市区町村から納付書が届きます。

会社などに勤めている人で、町県民税が給与から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

所得証明書・課税証明書の発行

平成29年度(平成28年中の所得)の所得証明書・課税証明書などは6月1日(木)から発行します。

今年1月2日以降に本町に転入した人の平成29年度の各種証明書は、今年1月1日現在に住んでいた市区町村が発行します。

～明るく住みよい社会をめざす～ 青少年のつどい

子どもたちの合唱やメッセージ発表、記念講演を行います。入場無料です。皆様のご来場をお待ちしています。

■日時 7月1日(土) 午前9時30分～午後0時40分

■場所 菊陽町図書館ホール

■内容 午前9時30分 開会

オープニングセレモニー

～菊陽中部小学校合唱部の皆さんによる合唱～

午前10時 社会を明るくする運動啓発ビデオ上映

午前10時30分 メッセージ発表

テーマ「私の夢と地域との関わり」

～小学生6人、中学生4人が思いを語ります～

午前11時20分 記念講演

講師：小規模住居型児童養育事業所

「宮津ファミリーホーム」

養育者 宮津 美光さん

演題：「子どもたちは地域の中で育つ！」

—5人の息子、そして里子たちに学んだこと—

午後0時35分 内閣総理大臣メッセージ朗読

閉会

※本大会は「社会を明るくする運動推進大会」と「青少年のつどい」の合同開催です。

■主催 菊陽町青少年のつどい実施委員会

■問い合わせ 総務課 ☎(232)2111 中央公民館 ☎(232)2116

Profile



小規模住居型児童養育事業所「宮津ファミリーホーム」

養育者

みやつ よしみつ
宮津 美光さん

青少年に関する各役員を歴任。平成10年から6年にわたり託麻東校区青少年健全育成協議会の会長を、平成11年からは、少年の自立環境支援ボランティアの会である「シティエンジェルスクまもと」の代表を務め、現在に至る。また、小規模住居型児童養育事業所として「宮津ファミリーホーム」を開設し、養育者として、家庭環境を失った子どもたちに対して、将来自立した生活を営むための支援を行っている。「地域で子育て！」と題して講演活動も積極的に行っている。